宮城県職員（児童自立支援専門員）募集要項

令和７年７月 22 日
宮　　城　　県

令和７年度宮城県職員（児童自立支援専門員）採用選考考査を、次のとおり行います。

１　職種・採用予定人員・職務内容

職　種	採用予定人員	職　　務　　内　　容
児童自立支援専門員	３人程度	宮城県さわらび学園（児童自立支援施設）等に勤務し、児童の自立支援に関する業務に従事します。

２　応募資格

平成８年４月２日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 82 条第１項に定める児童自立支援専門員の資格を有する人又は令和８年３月 31 日までに児童自立支援専門員の資格を取得する見込みの人。ただし、次のいずれかに該当する人は、上記の要件を満たしても応募できません。

①　日本の国籍を有しない人

②　地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する人

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

③　平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を除く。）

３　考査の実施時期・考査種目・考査会場

考査の実施時期		考査種目	考査会場
第一次考査	９月 28 日（日） 受付開始　９：00 着席時刻　９：40 終了予定　15：05	教養考査 （択一式） 論文考査	**東北福祉大学仙台駅東口キャンパス** （仙台市宮城野区榴岡２－５－26） ※　申込状況等により考査会場を変更する場合がありますので、受考票を必ず確認してください。
第二次考査	10 月 22 日（水） ～10 月 27 日（月） のうち指定する日	適性検査 人物考査	仙台市内

（注）　論文考査については、第２次考査として評価します。
（注）　第２次考査の詳細や提出書類は、第１次考査合格者に書面でお知らせします。
（注）　災害の発生等やむを得ない事情により考査日時、考査会場、合格発表などを変更する場合には、宮城県職員採用試験情報サイト（https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/）でお知らせします。

宮城県職員採用試験情報サイト

注意事項

考査会場には駐車場・駐輪場はありませんので、自動車、バイク及び自転車での来場はご遠慮ください。また、送迎のために考査会場周辺で路上駐停車することもご遠慮ください。

４　考査内容

<table>
<tr><th colspan="2">考査種目</th><th>内　　　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第一次考査</td><td>教養考査
（択一式）</td><td>公務員として必要な短期大学（高等専門学校）卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記考査　（題数 50 題　時間 150 分）</td></tr>
<tr><td>論文考査</td><td>公務員として必要な文章による表現力、判断力、思考力等についての筆記考査 (時間 80 分)
※　第２次考査として評価します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第二次考査</td><td>適性検査</td><td>職務を行うのに必要な適性についての検査</td></tr>
<tr><td>人物考査</td><td>公務員としての適格性についての人物面からの考査（個別面接）</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格調査</td><td>応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査</td></tr>
</table>

※　筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。

５　考査の配点及び合格者の決定方法

⑴　配点

<table>
<tr><th rowspan="2">職　種</th><th colspan="2">第１次考査</th><th colspan="3">第２次考査</th><th rowspan="2">総合得点</th></tr>
<tr><th>教養考査</th><th>計</th><th>論文考査</th><th>人物考査</th><th>計</th></tr>
<tr><td>児童自立支援専門員</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td></tr>
</table>

※　第２次考査の適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

⑵　最終合格者は第１次考査、第２次考査の結果を総合して決定します。

⑶　各考査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点、標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね０点から 100 点（人物考査については 200 点）に分布し、平均点は 50 点（人物考査については 100 点）となります。ただし、考査種目ごとの受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。

⑷　各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の成績にかかわらず不合格になります。

６　教養考査の出題分野

出　題　分　野
社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈

７　論文考査の課題例

児童自立支援施設に入所した児童やその保護者、家族に対してどのような支援が必要か、あなたの考えを述べるとともに、宮城県職員の児童自立支援専門員になるに当たっての抱負を述べなさい。

８　受考上の配慮

障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話(022)211-2227）に連絡してください。

９　申込受付期間・受考手続等

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

申込受付 期　　間	**令和７年８月１日（金）午前９時から８月28日（木）午後５時まで** ※　申込受付期間の最終日は、みやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）へのアクセスが集中し、申込手続に時間がかかる場合があります。また、通信回線上の障害が原因であっても、申込受付期間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって早めに申込手続を行ってください。
申込方法 及び申込先	次ページ「電子申請フロー図」をよく確認の上、下記URL又は二次元バーコードからみやぎ電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし、申し込んでください。 URL　https://logoform.jp/form/GQGB/1120528
受考票 の交付	**令和７年９月５日（金）頃に発行します。** 「受考票」を電子メールで送付しますので、第１次考査当日に持参してください。

※　インターネットによる申込みができない特段の事情がある場合は、８月18日（月）までに宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話(022)211-2227）に連絡願います。

<<よくある質問>>

①　自宅にパソコンがない場合、どうすればよいですか。

スマートフォンからも申込可能です。また、ご自宅のパソコンでなくても構いませんので、学校等のパソコンなどを使用して申し込んでください。

②　受考票等を印刷するためのプリンタを所有していない場合、どうすればよいですか。

ご自宅のプリンタでなくても構いませんので、学校等のプリンタやコンビニのマルチコピー機などを利用して印刷してください。

電子申請フロー図

■申込みには、次のものが必要です。

・パソコン又はタブレット端末若しくはスマートフォン（一部非対応機種あり）（携帯電話は不可）

・本人のメールアドレス

・Ａ４サイズが出力できるプリンタ（コンビニのマルチコピー機などの利用も可）

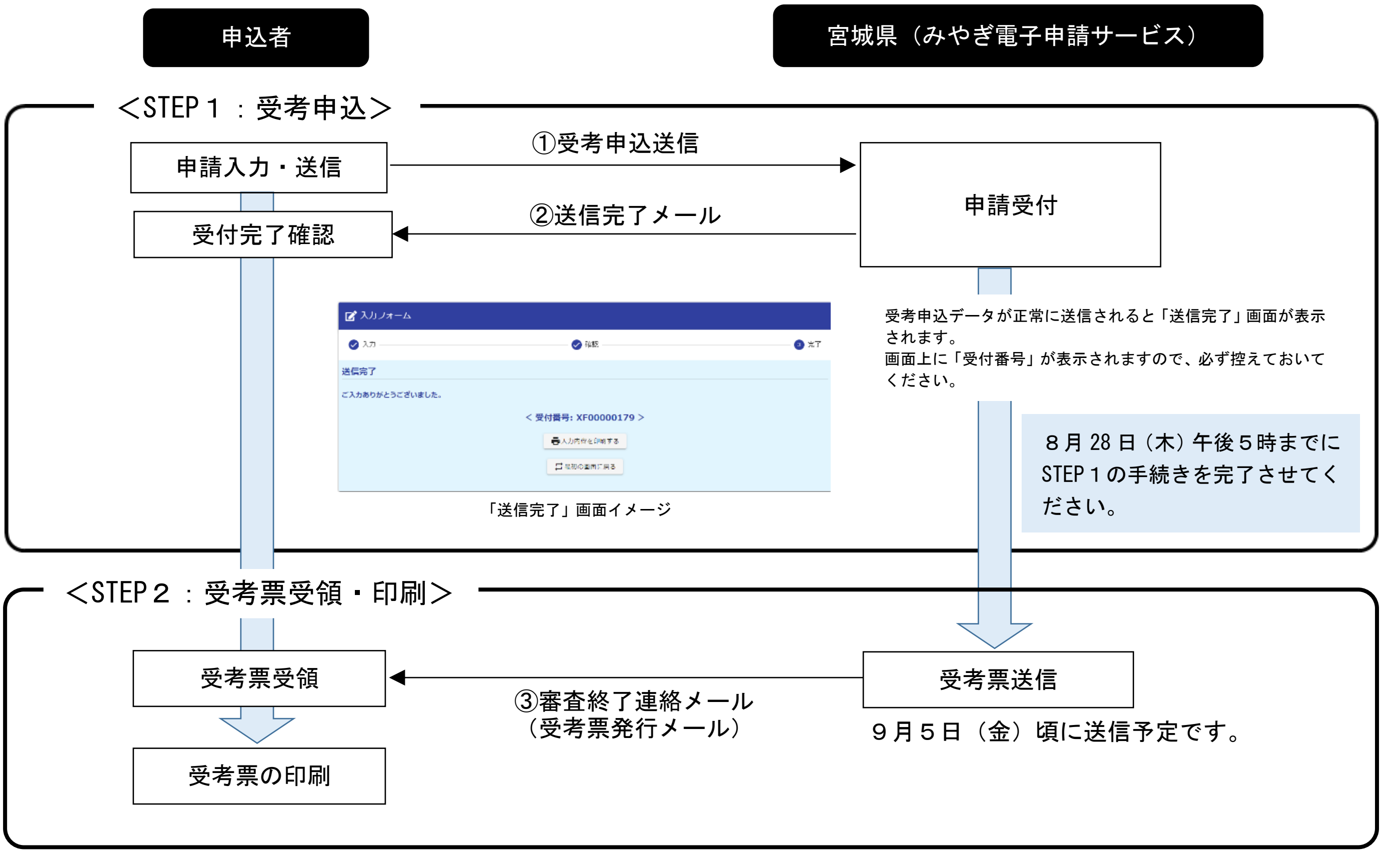

10　合格発表・採用時期等

⑴　第１次考査の合格発表は令和７年 10 月 10 日（金）（予定）に、第２次考査の合格発表は令和７年 11 月中旬に、合格者の受考番号を宮城県行政庁舎１階に掲示します。また、宮城県職員採用試験情報サイトに掲載するほか、合格者に書面でお知らせします。

⑵　最終合格者については、面接を経て、原則として令和８年４月１日以降に採用する予定です。ただし、児童自立支援専門員の資格を取得する見込みの人は、資格を取得できなかった場合には採用されません。

　なお、既に児童自立支援専門員の資格を有している人については、令和８年４月より前に採用する場合もあります。

⑶　詳細については、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（電話(022)211-2227）にお問い合わせください。

11　考査結果の提供

⑴　この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。
　提供を希望する場合は、受考者本人が、受考票及び本人であることを証明する書類等（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）を持参の上、午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、下表の提供場所に直接おいでください。
　なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第１次考査不合格者	考査種目別の得点、総合得点及び総合順位	第１次考査合格発表日から１か月間	宮城県人事委員会事務局（仙台市青葉区本町三丁目８－１（県庁17階））
第１次考査合格者		最終合格発表日から１か月間	

（注）第１次考査合格者のうち第２次考査のいずれかの考査種目を受考しなかった人には、総合得点及び総合順位は付されません。

⑵　考査結果の提供についての詳細は、宮城県人事委員会事務局（電話(022)211-3761）にお問い合わせください。

12　採用時の給与

⑴　宮城県さわらび学園に配属された場合の初任給は、給料の調整額、地域手当を含め、おおむね次のとおりです。

（令和７年４月現在）

職種	学歴	初任給
児童自立支援専門員	大学４年生卒業児童自立支援専門員養成所１年卒	２６４，６００円

⑵　民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。
⑶　⑴のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約4.6か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。

問合せ先
宮城県総務部人事課人事企画・研修班
所在地　〒980-8570
　仙台市青葉区本町三丁目８－１
電　話（022）211-2227
メール saiyou@pref.miyagi.lg.jp

宮城県職員採用試験情報サイト
https://www.pref.miyagi.jp/site/saiyou/